
○議長（山本 徹）休憩前に引き続き会議を開きます。

井上学議員。

〔26番井上 学議員登壇〕

○26番（井上 学）本日の最後を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、大相撲の秋場所が真っ最中でありまして、朝乃山が4連敗したときには、この先どうなるかと心配しましたが、昨日までで5勝4敗ということで、あと今日を入れて6日間、三役復帰を目指してぜひ頑張っていたきたいと思います。皆さんで応援したいと思います。

大相撲の世界では、結婚すると相撲が変わったという話をたまに耳にいたします。朝乃山関も今29歳であります。もちろん独身であります。何とか富山県の出身の方で誰かいいお嫁さんをお世話できないものかということ最近考えておりまして、今日はそういった意味も含めて、結婚の支援についての質問から入っていきたいと思っております。なるべく分かりやすい質問にしたいと思っておりますので、答弁も分かりやすくお願いしたいと思います。

まず最初に、2022年の本県の出生数は6,022人で、前年より54人の減でした。婚姻件数は3,497組で、前年より51組の減となりました。出生数は7年連続過去最少を更新するなど、少子化が一層進行している状況であります。

婚姻関係のない男女間に生まれる、いわゆる婚外子の割合が欧米に比べて極端に少ない日本では、出生数増加のためには婚姻数の増加が必須であります。

県議会でも、これまで、マリッジサポートセンターの会員数や成婚数が他県と比べても芳しくないとの指摘がなされてきました。先日の我が会派の鹿熊会長の代表質問や光澤議員の質問もありました。重なる部分もありますけども、これまでの県の結婚支援策の取組について、その成果をどのように評価して、また課題をどのように捉えていらっしゃるのか川津知事政策局長にお伺いをいたします。

結婚を望む男女を、人工知能（AI）を活用して引き合わせるマッチング支援で成果を上げているのが愛媛県であります。愛媛県では、コロナ禍に入った20年以降も年間100組前後が成婚しています。この愛媛方式のAIマッチングシステムは全国に広がっており、本県にも導入されているとお聞きします。しかし、令和4年度の成婚数が過去最高でも21組と少ない本県では、十分にシステムの機能を生かし切れていないのではないのでしょうか。

結婚支援については、県内市町村においても積極的な取組が行われています。現在の県のシステムでは、県の登録者同士のマッチングしかできず、市町村の登録者とはマッチングできません。もったいない話だと思います。広く県内で結婚を希望される人同士が知り合える、そんなシステムにはできないものでしょうか。今後の結婚支援の取組と併せて知事政策局長に所見をお伺いします。

結婚支援は、全国の自治体で、それこそ必死に真剣に取り組まれています。全国で自治体が結婚支援をして大きな成果を上げている県は、愛媛、福井、茨城、長野だそうであります。

富山県と何が違うのか調べてみました。大きな違いがあったのは、間に入って世話を焼く、いわゆるサポーターさんの数ではないかと感じました。とやまマリッジサポートセンターでは、サポーター数

は実働20人ほどです。しかし、登録者数であります。愛媛県では約1,000人、福井県は580人、茨城は1,200人、長野は1,300人でした。お隣石川県でも641人でありました。圧倒的な違いがありました。県内各地で世話を焼いてくれる、このサポーターを劇的に増やし、社会全体で結婚支援をしているという機運を醸成していくことが大事ではないでしょうか。

そして、今は本県サポーターには報酬等は支給されていません。愛媛県では、成婚したカップルの人数に応じてサポーターに報奨金が支給されています。福井県では、カップル誕生の成果に応じて知事からの感謝状や、成婚に至ればカタログギフトを贈呈しています。

このように、実績を上げるには、献身的なボランティア精神だけに頼っているだけでは足りないのではないのでしょうか。報奨金とまでいなくても、何らかのインセンティブを付与してサポーターのモチベーションの向上につなげる必要があると考えますが、知事政策局長の所見をお伺いします。

また、県の「ワンチームとやま」連携推進本部会議では、今年度の連携項目に、こども・子育て施策は入っています。しかし、結婚支援は残念ながら入っていません。過去のテーマにも入っていませんでした。

子育て支援が大事なことに異論はありませんが、その前提であります結婚支援も極めて重要ではないのでしょうか。来年度のテーマには、ぜひこの結婚支援を加え市町村との連携を図るべきと考えますが、新田知事の御所見をお伺いいたします。

未婚化、晩婚化の背景には、雇用情勢の悪化や仕事と育児の両立の困難、また経済的な問題といった課題があります。近年、物価や

エネルギー価格の高騰など、家庭環境、職場環境も厳しさの一途をたどっている中、働き方改革に取り組む企業を支援し、非正規社員から正社員への転換、労働条件の改善や賃上げなど、若者の経済的安定を図ることが必要であります。

若者が結婚、子育てと仕事を両立できる環境づくりに向けて、県ではどのように取り組んでいかれるのか知事政策局長にお伺いをしまして、最初のテーマを終わります。

○議長（山本 徹）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）井上学議員の御質問にお答えをします。

結婚支援策についての質問にお答えします。

結婚支援については、議員御指摘のとおり、婚姻と出生数は関係が深くというか、明確に相関関係があります。出生数増加のためには、まずは婚姻数を増加させることが有効であることから、県と市町村が連携して取り組むことは大変重要だと考えます。

このため県では、これまで県、市町村の実務担当者によるネットワーク会議におきまして、連携して取り組む結婚支援事業や婚活イベント、新婚家庭への支援策などの検討や情報交換を行ってまいりました。また、とやまマリッジサポートセンターの出張会員登録会を、市町村に出向いて実施したりもしております。

こうした取組に加え、今年度新たに、結婚支援に知見のある人材をコンシェルジュとして配置し、市町村や企業などが開催するイベント、相談会、セミナーなどへの助言、協力など、市町村が実施する結婚支援事業への支援や県内の民間結婚支援機関とのネットワークの形成に取り組んでいます。また、市町村が行う新婚世帯の婚姻

に伴う住宅取得、リフォーム、住宅賃借、引っ越し費用などを支援する事業のサポートを行うなど、県と市町村の結婚支援体制の強化にも取り組んでおります。

この後、詳細につきましては、知事政策局長が幾つかの質問にお答えをしますが、ここのところ企業経営者を巻き込んで、若年の女性が県内での就職を全く考えることなく県外に出ていく、こんな流れをまず止めたいと、それから、県外に出ていった若年の女性が戻ってくるような富山県にするにはということ、そういったことに今、まず着手をしているところでございます。

ですから、マッチングの対象となる女性の数をまず増やしていくということ、今、手がけ始めたところでございまして、それとともに、議員御指摘の結婚のマッチングのこと、こちらについても、より一層の努力が必要だと考えております。

愛媛、福井、茨城、長野、こういった、うまくいっていると言われる先進県の取組もしっかりと参考にしながら、富山県でも、このマッチングがより効果が上がるように、そして成婚数が上がるように努めていきたいと考えております。

1 問目、私からは以上です。

○議長（山本 徹）川津知事政策局長。

〔川津鉄三知事政策局長登壇〕

○知事政策局長（川津鉄三）私には4問いただいておりますが、まず結婚支援策の成果と課題についての御質問にお答えいたします。

県では、とやまマリッジサポートセンター——愛称 a d o o r におきまして、結婚を希望される方々を支援させていただいております。具体的には、A I を活用したシステムによる個別マッチングを

はじめ、交際の仕方を学ぶセミナーや出会いイベントの開催、会員の交際をフォローするサポーターの養成やスキルアップ研修の実施など、結婚を希望する方の状況に応じた支援を行っております。

この結果、平成26年10月の開設以来実績を重ねまして、昨年度の婚姻数は開設以来最高の22組で、これまでの累計としては123組の成婚に結びつけてきております。

しかし、マッチングの基盤となります会員数が8月末で778人と伸び悩んでおり、会員数増加の取組が必要であることに加えまして、成婚数を増加するためのフォロー体制、議員からも御指摘ありました体制の強化が必要であることなどの課題があると考えております。

このため今年度は、会員増の取組といたしまして、出会いや結婚を考えている方への県公式LINEを活用したプッシュ型の情報発信を行うとともに、若者や親世代等のターゲットに合わせた訴求力のあるウェブ広告、親世代に向けたセミナーなどに取り組んでおります。

また、フォロー体制強化の取組といたしましては、a d o o r職員によります個別相談枠や、a d o o rで成婚されました先輩が質問に答える機会を設けるなどの体制整備にも取り組んでおります。

加えまして、先日の代表質問でお答えしたように、入会登録料を試験的に軽減するということも考えておりますので、今後とも成婚数増加に向けまして、より実効的な対策に取り組むこととしております。

次に、市町村との連携についての御質問にお答えいたします。

婚姻数の減少は出生数の減少につながり、人口減少の進行による地域経済への影響は避けられないことから、市町村においても、婚

活イベントの開催のほか、結婚を希望する方の登録制度による会員同士の引き合わせなど、出会いの機会を提供する取組が行われております。

引き合わせにつきましては、県では a d o o r における A I を活用したシステムなのですが、県内の 8 つの市町、1 つの事務組合におきましては、それぞれの会員登録制度による相手の紹介など、各地域で顔の見える支援を行っておられます。

議員御提案の a d o o r のマッチングシステムと市町村の登録制度の情報連携につきましては、広域的な出会いの機会となるメリットがある一方で、会員登録における年齢や住所等の要件が異なっており、個人情報の取扱いなど整理しなければならない課題もあることから、現時点では難しいと考えておるのが現状でございます。

一方で、自治体の垣根を越えて県内で出会いを求めておられる方々に広く情報を届けることは重要であると考えておりました。県内の市町村の登録制度を県のホームページ等で集約するとともに、県公式 L I N E でのプッシュ通知、それから県、市町村での婚活イベントにおいて共同周知を行うなど、多様な面で市町村との連携を積極的に進めてまいりたいと考えております。

今後とも市町村との連携をより深めまして、結婚を希望する方々に様々な出会いの機会が提供できるように取り組んでまいります。

次に、a d o o r のサポーター充実等についての御質問にお答えいたします。

a d o o r には現在、議員からも御紹介ありましたが、20名の方がサポーターに登録されておりました。会員同士の引き合わせに同席いただくほか、会員への定期的なフォローや悩み事に対する助言

など、会員が結婚に向けて前向きに取り組んでいけるよう熱意を持って活動いただいております。

実際、ちょっと人数は少ないんですが、大変密度の濃い活動をやっていたいただいております。また、a d o o r が開催する定期的な研修会ですとか、サポート事例やノウハウを共有するワークショップへの参加など、日々、スキルアップにも努めておられます。その尽力に改めて感謝申し上げるとともに、サポーターの皆様の存在が精神的な支えとなり、背中を押されて一歩前に踏み出す勇気を持つことができる会員の方も多いというふうに聞いております。

サポーターの皆様には、実はこれらの活動にボランティアとして携わっていただいております。引き合わせに係る実費以外は無償で御協力いただいておりますのが現状です。

なお、他県においても無償でお願いしているケースも多いんですが、マッチングによるカップル成立から成婚に導くためには、サポーターの皆様の熱心な活動に負うところが多く、他県では、議員から御提案があったように、感謝状の授与ですとか報奨金の支給などの取組も行っている、そして効果も上げている事例もあるとお伺いしております。

a d o o r における成婚数を増加させるためには、サポーターの皆様の活躍が不可欠であることから、他県の取組も参考に、本県としてどのようにすればサポーターの皆様により充実した活動をしていただけるか、そしてサポーターの方も増やしていけるかということを検討いたしまして、実効ある対策につなげてまいりたいと考えております。

最後に、結婚、子育てと仕事の両立ができる環境づくりについて

の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、人材を価値創造の源泉として企業の中長期的な持続的な成長を生み出す経営、いわゆる人的資本経営の必要性が叫ばれております。本県におきましても、エネルギーや原材料の高騰など厳しい経営環境の中、県内企業において、働き方改革を推進し、生産性の向上、企業収益、企業価値の拡大につなげることが、ますます重要となってきました。

このため県では、企業における働き方改革の支援のため、一般事業主行動計画の策定をきめ細かく支援するとともに、働き方改革などをテーマとしたセミナーへの講師派遣、人事労務担当者の皆さんが情報提供できるSNSコミュニティの運営、男性育児休業取得者とその事業主への補助を行うなど、企業における職場環境づくりを促進しております。

また、若者の雇用の安定、維持向上、労働条件の改善に向け生産性向上を図るため、ビヨンドコロナ補助金により省エネやDXなどの取組を後押しするとともに、賃上げを実施された場合の補助率の引上げ、キャリアアップ奨励金による非正規雇用者の正社員化や処遇改善の後押し、賃上げサポート補助金やリスクリング補助金の活用等を通じて、企業の生産性向上による賃上げの取組を促進しているところであります。

さらに、今年度は新たに、社会保険労務士や中小企業診断士などの方々を県の働き方改革サポーターとして依頼いたしまして、働き方改革に関する県の支援策の周知、活用を開始いたしました。

今後とも民間と連携いたしまして、若者が未来に夢や希望を持って結婚し、仕事と子育てを両立できるよう、企業の取組の支援を行

ってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（山本 徹）井上学議員。

〔26番井上 学議員登壇〕

○26番（井上 学）2つ目のテーマは、認知症などの高齢者対策についてお伺いをいたします。

初めに、僻地医療におけるオンライン診療について伺います。

厚生労働省は、離島や山間地といった医療体制が手薄な地域で、公民館や郵便局などを医師が常駐しない診療所として開設することを認め、本年5月に都道府県へ通知いたしました。スマートフォンなどの扱いに不慣れな高齢者らが、地域の身近な場所でオンライン診療を受けることが可能になりました。

診療所は医療法で医師の常駐が原則とされていますが、特例として、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設を可能といたしました。地域ごとの僻地医療対策は都道府県が主導しているため、公民館や郵便局など医師の常駐が不要の診療所をどこに設置するかについては、都道府県の関与を求めることとしています。

そこで、本県の僻地医療対策におけるオンライン診療の取組について、現状と課題、今後の対応について有賀厚生部長に伺います。

次に、認知症対策についてであります。

厚生労働省の予想では、2年後の2025年には全国で約700万人、2030年には800万人が認知症になると予想されています。65歳以上の実に5人に1人以上の割合であります。

今後、自分自身も含めて、家族や親戚あるいは隣近所の人が認知症になるかもしれません。認知症になった人と共に支え合いながら

生きていく社会にしていくことが大切であります。

こうした中、認知症の人が希望を持って暮らせるように、国や地方自治体の取組を定めた認知症基本法が6月14日に参議院本会議にて可決成立いたしました。この認知症基本法の成立に伴い今後、地方自治体は、認知症施策の推進に関する基本計画を策定することが求められています。

そこで、認知症の人の社会参加機会の確保や、認知症の人や家族からの相談に応じる体制の整備も大切になっていくと思いますが、認知症基本法の成立を受けて今後どのように取り組むのか、また、市町村との連携も大切になりますが、どのように取り組むのか厚生部長にお伺いをいたします。

次に、認知症による行方不明者について伺います。

警察庁のまとめでは、認知症やその疑いがあり、行方不明者として昨年、全国の警察に届出があったのは延べ1万8,709人でした。前年から1,073人、6.1%増え、認知症に限定した統計を取り始めた2012年以降の最多を更新しました。毎年増加しておりまして10年間でほぼ倍増となりました。

昨年に、生存して所在が確認されたのは、一昨年以前に届け出られた人も含め1万7,923人。1週間以内にほとんどの人が所在確認されましたが、徘徊中に事故に遭ったり、急に具合が悪くなったりして491人が死亡しています。高齢化が進み不明者は今後さらに増加する可能性があります。

そこで、本県における認知症の疑いがある行方不明者の状況はどうでしょうか。また、自治体や地域の団体、企業などと連携し、不明者の特徴を早く広く知らせるなど早期発見に向けた取組が大事だ

とありますが、今後どのように取り組んでいかれるのか石井警察本部長にお伺いをいたします。

次に、子供たちへの認知症教育について伺います。

今後予想される認知症の人の増加を考えれば、認知症対策をさらに前へ進めるには、若い世代を中心にした次代を担う子供たちへの認知症教育や啓発活動が重要と考えます。

本県の学校教育において、他者への慈しみや認知症の正しい理解を、小さい頃から継続して子供たちに教えていくことが今後ますます必要であると考えます。教育現場では、認知症をはじめとした高齢者に対する理解を求めるような教育にどのように取り組んでこられたのでしょうか。また、今後の取組方針についても併せて荻布教育長に伺います。

今後、超高齢化社会を迎え、認知症の人と共に暮らす機会が増える可能性が高まる中、我々県民も、この法律の理念に基づいて、まずは認知症について理解し基本的な対処法などを知ることが求められてくると思います。

県として、県民一人一人の役割や協力の在り方、理解の促進等にもどのように取り組んでいかれるのか知事の所見をお伺いして、2番目のテーマを終わります。

○議長（山本 徹）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）県民への認知症の理解の促進についての御質問にお答えします。

これまで県では、市町村と連携して、認知症の正しい理解を促進するために、認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターを養

成することとし、自治会をはじめ金融機関やスーパーの社員さんなど地域の身近な方に研修を受けていただくほか、9月の世界アルツハイマー月間に併せて認知症にやさしい地域づくり推進キャンペーンを実施しまして、県民への認知症の理解促進に努めてまいりました。

こうした中、本年6月には、認知症に特化した初の法律である認知症基本法——略称ですが、これが成立し、認知症の人を含めた県民一人一人が相互に支え合う共生社会の実現に向け、認知症施策を国、地方が一体となって講じていくこととされました。

認知症は、自分をはじめ身近な人も含め誰もがなり得るものであり、今後、認知症高齢者の増加も見込まれます。県民一人一人が認知症を正しく理解し適切に対処することが重要です。

県としては、市町村と連携し、先ほども述べました認知症サポーターの養成強化——ただいま15万人まで来ました——をさらに増やしていく、また、キャンペーンなどを通じて県民に、認知症の早期発見の目安や認知症の人への適切な接し方、支え方を学んでいただき、県民全体の認知症の対応力向上を図ってまいります。

また、地域の身近な地域包括支援センターにおける認知症の相談事例の共有など相談支援体制の充実に努めて、認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現、ひいてはウェルビーイングの向上につなげてまいりたいと考えております。

2問目、私からは以上です。

○議長（山本 徹）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）私からは、2問お答えさせていただきます。

まず、僻地医療対策としてのオンライン診療についてということ
でございます。

本県では、県内8か所の僻地医療拠点病院において、昨年度、無
医地区など14地区に対し延べ199日巡回診療を実施したほか、必要
に応じて僻地診療所へ代診医を派遣するなど、当該地域において求
められている住民への健康管理や医療提供が確保される体制が整備
されているものと考えております。

現在、僻地医療拠点病院のうち1医療機関において、情報通信機
器を用いた初診に係る届出がなされ、オンライン診療の取組が開始
されております。県においては、このシステムを用いた診療の有用
性や課題等について情報を収集し、必要に応じて他の僻地医療拠点
病院に情報を提供してまいります。

また、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設に
ついては、これまでのところ県への問合せや御相談等はございませ
ん。今後、開設に関する御相談をいただいた場合には、この規制緩
和が受診機会が十分に確保されていない場合がある僻地等において
特例的に認められたものであることなどを鑑み、医師会、医療機関、
保健所・厚生センター等の関係機関の意見をよく伺いながら、適切
に対応してまいります。

次に、認知症の方について、市町村との連携についてございま
す。

県では、認知症サポーターや近隣住民等がチームとなって、認知
症の人や家族に対する生活面の支援を早期から行うチームオレンジ
の拡大を図るため、チームの立ち上げ支援を行っているほか、若年
性認知症の人については、意欲や能力に応じた就労支援を行ってお

ります。

また、県内61か所あります地域包括支援センターで認知症の方やその御家族の相談を受け付けているほか、県庁内でも認知症に関する悩み事を相談できる認知症ほっと電話相談を設けるとともに、2次医療圏ごとに整備している認知症疾患医療支援センターでは、専門相談や鑑別診断等を行っております。

今後は、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、市町村との担当者会議等を通して、認知症の人の就労や社会参加、その家族を支える相談支援における課題やその解決方策について検討するとともに、効果的な施策について情報共有を進め、認知症の人やその御家族が生きがいや希望を持って暮らすことができるように努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（山本 徹）石井警察本部長。

〔石井敬千警察本部長登壇〕

○警察本部長（石井敬千）私からは、認知症の方の行方不明者の状況と今後の取組についてお答えいたします。

認知症またはその疑いのある行方不明者の人数は、平成30年から令和4年まで順に260、310、231、223、267、本年8月末現在では164、年間換算では246人になりますが、コロナの感染が拡大していた令和2年、3年以外はおおむね250から300人の範囲で推移しておりまして、行方不明者全体に占める割合はおおむね25%前後となっております。

議員御指摘のように、高齢化あるいは認知症の状況を考えると、今後も同様の水準、あるいは増加していくということも考えられる

のではないかと考えております。

大半の方は3日以内に発見されておりますので、警察では、いち早く行方不明となった方を発見するために、届出受理後、直ちに県下の警察署及び全国の警察に手配をして、警察犬あるいはヘリなど様々な方法を活用して捜索活動を行いつつ、必要に応じて安全情報ネットや広報により情報提供を呼びかけているところでございます。

また、徘徊の可能性が高い認知症の方の御家族に対しては、市町村が行っている行方不明者の特徴等の配信サービスであるSOSネットワークやQRコードつき見守りシール、あるいはGPS貸出し事業などについて情報提供するとともに、防犯カメラの設置も助言するなど、徘徊時の早期発見につながる対策を促しているところでございます。

今後は、今回の9月の補正予算案で計上しているドローン3機を機動警ら隊に配備し、ドローン・パトロール隊として運用する予定であり、行方不明事案の捜索活動の効率化にもつなげたいと考えております。

また、再編対象の警察署については、新しい警察署の建設を待たずに、統合予定のエリアで警察署員間の連携を強化して、例えばエリア内のほかの署で発生した事案にも相互に対応する運用を行うことで、行方不明事案も含めた初動対応の体制を強化することも検討しております。

このほか、安全安心見守りカメラ事業による自治会等への防犯カメラの貸与も継続して、その設置を促進することで早期発見につながる環境の整備も進めてまいります。

警察では、関係機関等と緊密に連携を図りながら、こうした取組

を進めることで、行方不明の認知症の方の早期発見に引き続き努めてまいります。

○議長（山本 徹）荻布教育長。

〔荻布佳子教育長登壇〕

○教育長（荻布佳子）私からは、認知症など高齢者に対する理解を深める教育についての御質問にお答えいたします。

子供の頃から高齢者との触れ合いなどを通して、思いやりの心や共に支え合おうとする態度を育むことは、高齢者に対する理解や認知症に対する理解を深めるためにも大切なことだと考えております。

県内の小中学校においては、特別活動や総合的な学習の時間に、特別養護老人ホームやケアハウスなどの高齢者福祉施設を訪問し高齢者と交流をしましたり、高齢者疑似体験を行って高齢者の日常生活を理解する授業などを実施したりしている、そんな学校もございます。また、市町村教育委員会主催の認知症サポーター養成講座やPTA主催の講演により、認知症についての理解を深めている学校もございます。

高校では、学習指導要領が改訂され、令和4年度から実施されておりますが、家庭科において、認知症を含む高齢者の尊厳と介護に関する学習の充実が示されたということもありまして、認知症など的高齢者の心身の特徴や生活支援、認知症の対応方法などについて、ロールプレイングなどを通して実践的、体験的に学んでおります。

また、教科として福祉の科目を開設している高校では、認知症などについてのより専門的な知識や技術の定着、介護実習や専門家による出前講座を通じた実践力の育成を図っているところでございます。

県教育委員会としては、高齢者の理解に向け、学校で実践されている体験的な活動事例を市町村教育委員会などに情報提供しますとともに、教員の研修会などにおいて周知を図ることで、こうした活動が広がり、他者を思いやる豊かな心や共に支え合い生きようとする実践的な態度が育成されるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山本 徹）井上学議員。

〔26番井上 学議員登壇〕

○26番（井上 学）最後のテーマは、選挙の投票率の向上と犯罪抑止について伺います。

まず初めに、選挙における投票機会の確保について伺います。

国政や地方の選挙で、投票日の投票締切り時間を繰り上げる動きが一部の県で強まっているという報道がありました。

公選法では、「投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。」と定めています。しかし、投票に支障がない範囲で特別な事情があれば、終了時間を最長4時間まで繰り上げられることになっています。

市町村が選任する投票立会人の負担軽減や職員の時間外手当の削減などの効果が期待できることから、総務省によると、今年の参院選では、全国の投票所の37.5%が繰上げを実施したとのことでした。

都道府県別では、繰上げ投票所の割合が高いのは茨城の96.7%で、次いで島根94.0%、栃木91.1%と続きます。これに対し、神奈川、大阪はゼロ、千葉、東京は1.4%と、都市部は繰上げ投票所が少ない結果になっています。富山県は394分の42です。10.66%が繰上げを実施しています。高いとは言えません。

専門家からは、安易な繰上げは有権者の投票機会を奪いかねないとの指摘もあり、必要性をよく検討し、実施する場合は移動投票所など代替手段を増やしてほしいと指摘します。ごもつともだと思います。

しかし、有権者の投票機会を確保するためなら、締切り時間を守るより、商業施設などに投票箱を置き、その自治体の有権者なら誰でも利用できる共通投票所の設置や、バスなどに投票箱を乗せて巡回する移動期日前投票所を設けるほうが、より効果が期待できると考えます。

期日前投票がある程度浸透してきた近年、投票日の締切り時間を午後8時にこだわらず、共通投票所や移動期日前投票所の設置による投票機会の確保充実を図るべきと考えますが、竹内地方創生局長の御所見を伺います。

次に、主権者教育についてお伺いします。

政治や行政に対して、昨今は若者に限らず、あらゆる世代に無関心層が広がっているように感じます。

投票率向上に向けては、選挙権のない未成年、特に子供のうちから選挙を自分事として捉えるように促すことが重要で、例えば、親が子供を連れて投票所に行くとか、投票する姿を見せるとか、選挙権を行使するのは当たり前のこととして教え諭すのも大事ではなかろうかと思います。子供の頃に家族と一緒に投票所に行った経験のある人は、成年になっても投票する割合が高いという調査結果もあります。

平成28年に施行された公選法の改正に伴い18歳以上に選挙権が与えられましたが、小中学校や高等学校において主権者教育はどのよ

うに進められてきたのでしょうか、また、今後どのように取り組んでいくのか教育長に伺います。

次に、犯罪抑止対策について伺います。

最近では、SNS上において高収入をうたう、いわゆる闇バイトを募集し、若者が特殊詐欺や手荒な手口の強盗事件などの犯罪に安易に加担してしまうことが懸念されています。

その対策強化のため文部科学省は、8月10日、「少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について」と題して、全国の教育委員会へ、非行防止教室などの際に警察庁がまとめた闇バイトの事例集を活用するよう要請しました。

闇バイトの実態や危険性を伝えるもので、応募から検挙されるまでの経緯や被害者の声を取りまとめたものであります。たった一度でも犯罪行為に加担すれば、犯行グループからの離脱は困難なこと、逮捕されるまで使われ、逮捕されれば見捨てられることなど、危険性を強調しています。

闇バイトに関わることで、どのような危険が及ぶかを子供たちに伝え続けることが重要であると考えます。犯罪抑止、未然防止の取組を進めるためにも教育における啓発活動の強化が必要と考えますが、どのように対応していくのか教育長に伺います。

最後の質問です。

闇バイトの募集に関しては、警察庁が委託するインターネット・ホットラインセンターが、今年の2月25日より、強盗の実行犯役を誘う書き込みも有害情報として、これまでの自殺の勧誘等と併せてサイト管理者等に削除要請を始めました。

そこで、県警察ではこれまで、SNSを通じた犯罪への加担など

を予防するため、どのように取り組んでこられたのでしょうか。また、今後どのような対策を講じていかれるのか警察本部長にお伺いして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（山本 徹）竹内地方創生局長。

〔竹内延和地方創生局長登壇〕

○地方創生局長（竹内延和）私から、投票機会の確保充実に関する御質問にお答えいたします。

民主主義の根幹であります選挙においては、できるだけ多くの有権者の皆様に投票に参画していただくことが重要であり、そのためには、投票環境の向上を図ることも大事な要素の一つであると考えております。

投票所の設置、運営を管理されております県内の市町村選挙管理委員会におかれては、これまでも地域の実情に応じて投票環境の向上を図っておられ、大型商業施設での期日前投票所の設置、巡回バスの運行、市民バス無料券の配布による投票所への移動支援等を実施されているものと承知しております。

また、県選挙管理委員会におかれても、市町村選挙管理委員会に対して、選挙執行前の会議等の機会を捉えて投票環境の向上について情報提供を行っているというふうに伺っております。

一方で、議員御紹介ありました共通投票所や移動期日前投票所につきましても、二重投票を防ぐために投票情報を共有するオンラインシステムを全投票所に設置する必要があるといった問題でありましたり、実施地域の選定やコスト面、セキュリティー面、公平性の面等の検討課題があるともお聞きしているところでございます。

投票機会の確保充実に向けましては、今ほど申し上げた課題や地域の実情は考慮しつつも、他県での先行事例の情報提供を行うことや、国が取りまとめた投票環境向上に向けた取組事例を参考とすることなど、県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会が連携して、有権者がより投票しやすい環境となるように努めていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 徹）萩布教育長。

〔萩布佳子教育長登壇〕

○教育長（萩布佳子）私からは、2点お答えをいたします。

まず、主権者教育についての御質問にお答えをいたします。

主権者教育は、子供たちが将来自らの意思で社会に参画する力を育むために重要でございます。学校教育においては、発達段階に応じ様々な学びの場を設けております。

義務教育段階では、社会科を中心に家庭科、道徳科など教科横断的に、政治や経済、消費者の権利、勤労精神などについて学習をしております。また、税務署や社会保険労務士会、市町村の選挙管理委員会などと連携した出前授業や、実際の投票箱などを使用した生徒会選挙なども実施されています。さらに、議会の模擬体験や議場の見学を通じ、議会の重要性を学んでいる学校もございます。

高校では、公共などの授業で、よりよい社会の実現を目指して主体的に取り組む態度の育成に努めております。また、県選挙管理委員会と連携した模擬選挙などの出前授業や、高校生とやま県議会における議員の皆様との意見交換や議会形式の意見発表など、実践的な取組も行っているところでございます。さらに、県議会による高

校での出前講座も行っていただいております、昨年実施した高校の教員からは、複数の議員の方から直接話を聞き、生徒の政治参加意識が高まったとの声も聞いております。

主権者教育の充実により、子供たちの社会の形成者としての意識を醸成することは、社会の諸課題を多面的、多角的に考える力の育成や、選挙を自分事として考えることにもつながるものと考えております。

今後も県議会などの御協力も得ながら、子供たちが社会の諸課題を自分事として捉え行動できるよう、主権者教育に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、闇バイトなどの犯罪の未然防止についての御質問にお答えします。

少年が目先の利益を手に入れるため、闇バイトに安易に応募し、特殊詐欺や強盗などの重大な犯罪に加担してしまうことが、大きな社会問題となっております。こうした犯罪に児童生徒が巻き込まれないためには、学校教育のほか家庭も含めた社会全体での啓発活動が必要だと考えております。

県教育委員会では、これまで小中学校、高校、特別支援学校に対し、非行・被害防止の対策として、生徒指導の推進に関する通知を通して児童生徒の発達段階に応じて、法の遵守や責任ある行動を理解させるよう指導の徹底を図ってきております。

また、先月発出された文部科学省の通知も踏まえて、警察の協力も得て、高校や市町村教育委員会に対し、非行防止教室などの開催を働きかけており、今後、各学校における生徒指導において闇バイトの危険性を積極的に取り扱うとともに、保護者にもその危険性を

伝えてまいりたいと考えております。

また、県内の公立私立高校で組織する生徒指導協議会などにおいては、今年6月から7月にかけて県警察本部から講師を招き、高校生に対する被害防止対策についての研修会を行ったところでございまして、教職員が闇バイトなどの危険性について理解を深めた上で、各学校で非行・被害防止に努めているところでございます。

今後とも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや警察などの関係機関と連携し、非行・被害防止に取り組むとともに児童生徒の規範意識を育み、闇バイトなどの犯罪に巻き込まれることのないよう健全育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 徹）石井警察本部長。

〔石井敬千警察本部長登壇〕

○警察本部長（石井敬千）私からは、警察における闇バイト対策についてお答えいたします。

いわゆる闇バイトによる犯罪については、県内では強盗事件の発生は把握していないものの、本年8月までに特殊詐欺について検挙した実行犯5人のうち少なくとも2人は、いわゆる闇バイトで犯行に加担したものと把握しております。

こうした手口への対策につきましては、国においても、本年3月に犯罪対策閣僚会議で緊急対策プランが策定されており、県警においても関連する取組を進めているところです。

具体的には、実行犯を生まないための対策として、サイバーパトロールにより闇バイト関連サイトの把握と削除を進めており、8月末現在でサイト管理者に対する削除依頼約3,000件、個別警告約

1,800件を実施しております。

井上議員に御紹介いただいたように、警察庁の運用するインターネット・ホットラインセンターで闇バイト関連情報の削除依頼を行う方向ですので、今後、より効率的に削除が進んでいくものと期待しております。

また、県警では、闇バイトに関する相談にも対応しており、適切な助言を行いつつ、その実態把握に努めているところです。また10月からは、これも警察庁の匿名通報ダイヤル——薬物や銃器など組織犯罪に関する情報提供を匿名で受ける事業でございますが、これの対象に闇バイトの募集などを行う犯罪グループに関する情報が追加され、有効な情報には最大100万円情報料を支払うことになる予定でありまして、県警においても、関連する情報が提供された場合には、闇バイトの取締りに活用してまいりたいと考えております。

また、先ほど教育長より関連する答弁がございましたけれども、青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育、啓発として、闇バイト募集の手口を紹介する非行防止・ネットトラブル防止教室を、7月末現在で中高生約1万1,000人を対象として開催しているほか、STOP闇バイト・裏バイトという注意喚起の動画の作成、配信も行っております。

今後は、これも議員に御紹介いただきました警察庁の事例集を活用したSNS危険防止研修会などの取組を、大学生も対象にしながら開催するなど、内容を充実させながら継続していく予定でございます。

県警察といたしましては、教育委員会や関係機関とも連携しながら、こうした実行犯を生まないための対策を進めるとともに、緊急

対策プランに記載されている、他人名義の口座、携帯など犯行の実行を容易にするツールを根絶するための対策、あるいは、防犯カメラの整備促進など被害に遭わない環境を構築するための対策、そして、被疑者、犯人を早期に検挙するための対策などと併せて推進することで、闇バイトで犯罪を行うのは割に合わないという状況を実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 徹）以上で井上学議員の質問は終了しました。

以上をもって本日の一般質問、質疑を終了いたします。

次に、お諮りいたします。

議案調査のため、明9月20日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 徹）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の本会議は9月21日に再開し、各議員による県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行いますとともに、議会運営委員会を開催いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時41分散会